



平成 21 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 三井松島産業株式会社
代表者名 代表取締役社長 串間新一郎
(コード番号 1518 東証第1部、福証)
問合せ先 執行役員 高田 義雄
(TEL. 092-771-2171)

為替予約取引に伴う為替差損の表示区分変更及び特別利益・特別損失
の計上並びに繰延税金資産の取崩しに関するお知らせ

当社は、平成 21 年 3 月期において、下記のとおり為替予約取引に伴う為替差損の表示区分変更及び特別利益・特別損失の計上並びに繰延税金資産の取崩しを行うこととなりましたので、お知らせいたします。

記

1. 為替予約取引に伴う為替差損の表示区分変更について（連結）

前回の開示（平成 21 年 2 月 12 日「当社子会社における営業外費用並びに特別損失の発生に関するお知らせ」）におきましては、平成 21 年 3 月期連結会計年度において、当社子会社三井松島オーストラリア社が行っている為替予約取引（米ドル売り豪ドル買い）に伴い約 1,700 百万円の為替差損の発生が見込まれ、これを営業外費用に計上することとしておりましたが、当該為替予約取引は売上高との関連性を考慮した結果、今般、売上高の減額として処理することとなりました。この結果、平成 21 年 3 月期連結会計年度においては、為替差損発生額 1,673 百万円を売上高の減額として処理することとなったため、同額が営業利益の減額となる見込みとなりました。

2. 当社子会社における特別利益の計上及びその内容（連結）

当社子会社三井松島インターナショナル社は、平成 20 年 3 月期連結会計年度において、同社が保有する持分法適用関連会社（PT Separi Energy）の株式売却益を特別利益に計上しておりました。平成 21 年 3 月期において、当該株式に係る精算額 4.1 百万 A \$（365 百万円）を平成 21 年 3 月期第 3 四半期連結会計期間までに特別利益に計上しておりましたが、今般、追加精算額約 4.8 百万 A \$（428 百万円）が確定しましたので、平成 21 年 3 月期第 4 四半期において特別利益に計上する見込みとなりました。

3. 特別損失の計上及びその内容

(1) 投資有価証券評価損の計上（連結・個別）

当社が保有する投資有価証券のうち、時価が簿価に比べて著しく下落したものについて、平成 21 年 3 月期において減損処理による評価損を計上いたします。

なお、平成 21 年 3 月期第 4 四半期においては、連結で 1,595 百万円、個別で 309 百万円をそれぞれ特別損失に計上する見込みとなりました。

平成 21 年 3 月期第 4 四半期の投資有価証券評価損（連結・個別）の内容は下記のとおりであります。

平成 21 年 3 月期第 4 四半期における投資有価証券評価損（連結・個別）

	連結	個別
(A)平成 21 年 3 月期第 4 四半期会計期間（平成 21 年 1 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の投資有価証券評価損の総額（＝イ－ロ）	1,595 百万円	309 百万円
(イ)平成 21 年 3 月期（平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日まで）の投資有価証券評価損の総額	2,186 百万円	309 百万円
(ロ)直前四半期（平成 21 年 3 月期第 3 四半期）累計期間（平成 20 年 4 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日まで）の投資有価証券評価損の総額	591 百万円	一百万円

※四半期における投資有価証券の評価方法は、四半期洗替え方式を採用しております。

※当社の決算期末は、3 月 31 日です。

○純資産額・経常利益額・当期純利益額に対する割合（連結・個別）

	連結	個別
(B)平成 20 年 3 月期末の純資産額	13,813 百万円	12,688 百万円
(A/B×100)	11.5%	2.4%
(イ/B×100)	15.8%	2.4%
(C)平成 20 年 3 月期の経常利益額	837 百万円	2,144 百万円
(A/C×100)	190.5%	14.4%
(イ/C×100)	261.1%	14.4%
(D)平成 20 年 3 月期の当期純利益額	2,367 百万円	1,040 百万円
(A/D×100)	67.3%	29.7%
(イ/D×100)	92.3%	29.7%

(2) 固定資産減損損失の計上について（連結・個別）

当社並びに連結子会社が保有する固定資産のうち稼働率の低い土地や収益性の悪化が見られるものについて回収可能性を検討した結果、平成 21 年 3 月期第 4 四半期において、減損損失として連結で 859 百万円、個別で 218 百万円をそれぞれ特別損失に計上する見込みとなりました。

4. 繰延税金資産の取崩しについて（連結・個別）

平成 21 年度税制改正による外国子会社からの受取配当金の益金不算入制度の導入の影響を考慮した上で、当社の将来課税所得の見直しを行った結果、平成 21 年 3 月期決算において繰延税金資産を取崩すこととなりました。これにより、連結で約 850 百万円、個別で約 1,300 百万円をそれぞれ法人税等調整額（損）に計上する見込みとなりました。

5. 今後の見通し

平成 21 年 3 月期の業績予想につきましては、本日開示の業績予想修正を参照して下さい。

以 上